

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛知県日越友好協会と称し、英文では
Aichi Vietnam Friendship Association と表記し、略称は AVFA とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市へ置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、日本とベトナム両国間の活発な文化、経済交流を増進することにより、
両国間の友好と親善関係の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本およびベトナムの文化、経済に関する研究・情報資料の収集および分析
- (2) 産業分野における技術の相互交流
- (3) ベトナム視察、研修訪問の実施
- (4) ベトナム人の技能実習生および留学生の受け入れ推進活動
- (5) 医療・保険・介護・福祉分野においてベトナム人育成支援
- (6) 言語教育普及活動ならびに文化・教育活動
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の号に掲げる者とし正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した企業または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した企業または団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者等で社員総会において推薦された者または理事会にて承認された者
(相談役・顧問を含む)
- (4) 準会員 当法人の事業を側面から支援し、事業に参加することを目的に入会した個人。ただし、正会員が保有する運営には関わる権利を有しない。

2 賛助会員、準会員に関する規定は、別途理事会にて定める。

(入会)

第6条 正会員および賛助会員および準会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金および会費)

第7条 正会員、賛助会員および準会員は、当法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、会員・賛助会員および準会員になった時および毎年、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金および会費を納入することを要しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会における決議に基づき

除名することができる。

この場合、その会員に対し決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款または規則に反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失跡宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 即納の入会金、会費およびその他の拠出金は返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって組織する。

(権能)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 事業計画および収支予算に関する事項
- (4) 事業報告および収支決算に関する事項
- (5) 定款の変更

- (6) 解散、合併および残余財産の処分
- (7) 会員除名
- (8) その他、社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から社員総会開催の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第6項第3号または同4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第16条 社員総会は、第23条第6項3または同4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的ならびに審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、その社員総会において出席正会員のうちから選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は総正会員の半数以上であって総正会員の

議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散または合併
- (5) その他、法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権等)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わるできない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数および出席者氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)

- (3) 審議事項および決議事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印をしなければならない。

第4章 役員および顧問

(種類及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 1名

- 2 理事のうち、1名を会長・2名を副会長とする。

これらのうち、会長以外を業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事および監事は社員総会において正会員(団体の場合にあっては、その代表者)のうちから選任する。

- 2 会長・副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第23条 理事は、理事会を構成し法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する

- 2 会長は、一般社団・財団法人法上の代理理事とし、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長および業務執行理事は6か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を掌理し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位より、その職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会または社員総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第24条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第26条 理事および監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、この法人の業務執行に関して必要となった費用を社員総会の決議を経て、弁償することができる。
- 3 名誉会員には、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問および相談役)

第27条 当法人には、顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者または本協会に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本会の代表理事経験者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する
- 4 顧問および相談役は、本会の役員ではなく本協会の運営に関して会長の諮問に答え又は意見を述べることができる。
- 5 顧問および相談役には第24条第1項、第25条の規定を準用する。

この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」又は「相談役」と読み替えるものとする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および業務執行理事の選定および解職

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

ただし、次の各号の一に該当しない場合でも事業年度内に最低4回開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第6項第3号または第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条1項第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長もしくは会長の指名する出席理事がこれにあたる。

(理事会開催規定)

第34条 第29条から第33条に定めた事項のほか、理事会の開催等に関する規定に

については、社員総会の同意を得て別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第6章 財産および会計

（財産の構成）

第35条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

（財産の管理）

第36条 当法人の財産は会長が管理し、その方法は社員総会を経て会長が別に定める。

（経費の支弁）

第37条 当法人の経費は、第35条の財産をもって支弁する。

（事業年度）

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画および収支予算）

第39条 当法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始の日の

前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て定時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間

備え置くものとする。

（暫定予算）

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは
会長は、理事会の決議を経て収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ
収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

（事業報告および決算）

第41条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後に会長が次の
書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時社員総会
に提出し第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から
第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 賃借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
- (5) 賃借対照表および損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書

（長期借入金）

第42条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還
する短期借入金を除き、社員総会の承認を得なければならない。

第7章 事務局および書類等の保存

（事務局）

第44条 当法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長および職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書類および帳簿の備付け等)

第45条 当法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類および帳簿等を備えておかねなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事・監事・顧問および職員の名簿並びに履歴書
- (4) 許可・認可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

2 前項の書類および帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。

- (1) 第1号から第6号までのものは永久
- (2) 第7号から第8号のものは10年

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は。

社員総会の決議を経て、公益社団法人・公益財団法人の認定等に関する法律
第5条第17号に掲げる法人または当法人と類似の目的を有する法人もしくは国
もしくは地方公共団体の内から、社員総会において選定したものに寄付する。

（合併）

第49条 当法人は、社員総会の決議により他の一般社団・財団法人法上の法人との合併
事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 当法人の公告は、電子公告の方法による。事故その他やむを得ない事由に
よって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

（委任）

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営の関し必要な事項は社員総会の
決議を経て、会長が別に定める。